

美浜町総合公園（体育館・グラウンド・テニスコート）キャンセル届出書

※ キャンセル料が発生した場合のみ、この届出書の提出が必要となります。

届出日	令和 年 月 日 ()	※電話・窓口でキャンセルの旨を届けた日（キャンセル発生日）
予約時の団体名 又は個人名		
連絡責任者 ※団体の場合のみ		
〒住所		
電話番号		

利用年月日	令和 年 月 日 ()	利用時間	: ~ :
利用施設名	●体育館 （メインアリーナ・サブアリーナ・サブアリーナ控室・研修室・和室・会議室） ●グラウンド ●テニスコート		
利用内容			
キャンセル理由			

《記入例》

利用年月日	令和6年8月20日（火）	利用時間	18:00 ~ 20:00
利用施設名	●体育館 <u>メインアリーナ</u> サブアリーナ・サブアリーナ控室・研修室・和室・会議室 ●グラウンド ●テニスコート		
利用内容	バスケットボール		
キャンセル理由	参加人数が少なく、利用しなくなったため		

※音響設備等の附属設備使用料にはキャンセル料はかかりません。

- ◆ 届出方法 総合公園体育館窓口へ直接、又はFAX・メールでご提出ください。
- ◆ 届出期限 キャンセルが決定した後、総合公園体育館窓口までご連絡ください。
キャンセル料が発生する場合は、この届出書が必要となりますので、速やかにご提出をお願いいたします。
- ◆ 支払方法 総合公園体育館窓口へ現金にてお支払いください。
※遠方の方等で窓口まで来館できない場合は、ご相談ください。
- ◆ 支払期限 キャンセルが発生した日から14日以内にお支払いをお願いいたします。
例：7月10日にキャンセル料が発生した場合
⇒7月23日までに、お支払いください。
- ◆ その他 休館日はキャンセルの手続きができませんのでご注意ください。

【問合先・提出先】

美浜町総合公園体育館

電話：0569-82-5200

FAX：0569-82-5201

メール：gakusyu@town.aichi-mihama.lg.jp

●キャンセル料が発生する時期と料金について

予約をキャンセルする時期	キャンセル料
利用予定日の6日前～前日	施設使用料の 50%
利用予定日の当日	施設使用料の100%
無断キャンセル(キャンセルの連絡がないとき)	施設使用料の100%

※予約開始時間から15分経過しても連絡がない場合は、無断キャンセル扱いとなります。

【以下は、記入の必要はありません】

項 目	受理・処理・確認日	方 法	処理者	確認者
届出書 受理	令和 年 月 日 ()	窓口・FAX・メール		
キャンセル料 納付期限処理	令和 年 月 日 ()	現金・その他		
キャンセル料納付日 確認	令和 年 月 日 ()			

キャンセル料	円
--------	---

納付期限	令和 年 月 日 ()
------	--------------